

高知県商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県商店街等省エネルギー化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、エネルギー価格高騰の影響を受けて電気料金の負担が増加している商店街振興組合、商工会等の商工業者が組織する団体（以下「商工団体等」という。）に対して、将来的なコスト負担の軽減を図るため、商工団体等が所有し、又は管理する街路灯のLED化に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助事業者、補助対象経費等)

第3条 補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる場合に該当する変更をするときは、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

イ 補助事業の中止又は廃止

ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

(2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について

の証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (9) 事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに県に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請が適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月25日のいずれか早い期日までに、別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消

費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 知事は前条第1項の規定により実績報告書を受領したときは、実績報告書の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第5条第1号の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、補助金の交付の決定額と確定額とが相違する場合は、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納の期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第10条 知事は前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実施状況に関する報告）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

（3）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行するものとする。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 3 号から第 6 号まで及び第 10 号、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 11 条、第 12 条並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 5 年 10 月 18 日から施行するものとする。

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率
公共の場所に設置された街路灯を所有・管理する以下の団体 ①商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を持った商店街組織 ②法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができるもの ③商工会、商工会議所 ④商工業者で組織する団体	①既存の街路灯を撤去し、新たな LED 街路灯の設置に係る事業 ②既存街路灯の支柱等を利用し、電球の LED 化に係る事業 ③設置から 10 年以上経過した既存 LED 街路灯の電球の更新に係る事業	需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	3 分の 2 以内

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。